

2024年7月

お客さま 各位

株式会社 三井住友銀行  
グローバルファクタリング株式会社

## でんさいファクタリング支払サービス でんさい・お預かりファクタリングサービス 利用規程変更に関するお知らせ

平素より三井住友銀行の各種サービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

この度、2024年4月30日に公正取引委員会が公表した「手形が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導基準の変更について」を踏まえ、「でんさいファクタリング支払サービス利用規程」（以下、利用規程①）および「でんさい・お預かりファクタリングサービス利用規程」（以下、利用規程②）を以下のとおり変更する運びとなりましたためお知らせいたします。

### 1. 変更の効力発生日

2024年11月1日

### 2. 利用規程① 変更内容

	変更前	変更後
第23条 第1項	でんさいお預かり・ファクタリングサービス利用契約に基づく収納代行サービスまたはでんさいファクタリングサービスが、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）（以下「下請法」といいます）に定める下請代金の支払手段として用いられる場合には、貴社、でんさい買取人および当行は、下請法およびその関連通達に従って収納代行サービスおよびでんさいファクタリングサービスの取扱いを行うものとし、 <u>本条の各項が適用されることを異議なく承諾します。</u>	でんさいお預かり・ファクタリングサービス利用契約に基づく収納代行サービスまたはでんさいファクタリングサービスが、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）（以下「下請法」といいます）に定める下請代金の支払手段として用いられる場合には、貴社、でんさい買取人および当行は、下請法およびその関連通達に従って収納代行サービスおよびでんさいファクタリングサービスの取扱いを行うものとし、 <u>下請法およびその関連通達と本条の各項（第4項を含みます。）との間で齟齬・不一致が生じた場合には前者が後者より優先して適用されることを異議なく承諾します。</u>
第23条 第4項	お預かり対象でんさいに係る原因債権について支払基準日からその支払期日までの期間、ならびにお預かり対象でんさいについて発生記録日からその支払期日までの期間は、 <u>いずれも120日以内であるものとします（ただし、繊維業に関する下請代金の支払である場合には90日以内であるものとします）。</u>	お預かり対象でんさいに係る原因債権について支払基準日からその支払期日までの期間、ならびにお預かり対象でんさいについて発生記録日からその支払期日までの期間は、 <u>以下のとおりとします。</u> (1) 支払基準日が2024年10月31日以前である場合、上記期間のいずれも120日以内（ただし、繊維業に関する下請代金の支払である場合には90日以内）。 (2) 支払基準日が2024年11月1日以降である場合、上記期間のいずれも60日以内。

### 3.利用規程② 変更内容

	変更前	変更後
第34条 第1項	<p>本利用契約に基づく収納代行サービスまたはでんさいファクタリングサービスが、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）（以下「下請法」といいます）に定める下請代金の支払手段として用いられる場合には、お客さま、ファクタリング対象債務者、でんさい買取人および当行は、下請法およびその関連通達に従って収納代行サービスおよびでんさいファクタリングサービスの取扱いを行うものとし、<u>本条の各項が適用されることを異議なく承諾します。</u></p>	<p>本利用契約に基づく収納代行サービスまたはでんさいファクタリングサービスが、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）（以下「下請法」といいます）に定める下請代金の支払手段として用いられる場合には、お客さま、ファクタリング対象債務者、でんさい買取人および当行は、下請法およびその関連通達に従って収納代行サービスおよびでんさいファクタリングサービスの取扱いを行うものとし、<u>下請法およびその関連通達と本条の各項（第4項を含みます。）との間で齟齬・不一致が生じた場合には前者が後者より優先して適用されることを異議なく承諾します。</u></p>
第34条 第4項	<p>お預かり対象でんさいに係る原因債権について支払基準日からその支払期日までの期間、ならびにお預かり対象でんさいについて発生記録日からその支払期日までの期間は、<u>いずれも120日以内であるものとします（ただし、繊維業に関する下請代金の支払である場合には90日以内であるものとします）。</u></p>	<p>お預かり対象でんさいに係る原因債権について支払基準日からその支払期日までの期間、ならびにお預かり対象でんさいについて発生記録日からその支払期日までの期間は、<u>以下のとおりとします。</u></p> <p>(1) 支払基準日が2024年10月31日以前である場合、上記期間のいずれも120日以内（ただし、繊維業に関する下請代金の支払である場合には90日以内）。</p> <p>(2) 支払基準日が2024年11月1日以降である場合、上記期間のいずれも60日以内。</p>

今後とも上記各サービスの充実を図る所存でございますので、ご理解を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。